

健康保険法施行規則等の一部改正に伴う対応について
(加入者の住所情報の取扱い)

標記の件に関しまして、令和5年12月8日から下記のとおり取扱いが変更になることが厚生労働省より示されました。

急な省令改正ではございますが、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改正の趣旨・内容

これまで健康保険組合が管掌する加入者の住所情報は、保険者の判断において届出を求めないことが許容されてきました。今後は健康保険証が廃止となりマイナ保険証に一体化されるに当たり、加入者が速やかに医療機関等でオンライン資格確認を受けられるよう、保険者は正確かつ迅速に資格情報を登録することとされています。

これにより資格取得届等に住民票上の住所を記載することが必須*となりました。

※新規加入者情報の正確性を期す為、全件 J-LIS（地方公共団体情報システム機構）による突合等が行われる際に住民票上の住所が必要となります。

2. 取扱いが変更となる届書（詳細は別添リーフレット）

■「資格取得届」

住民票上の住所と居所に相違がある場合は両方の記入が必要となります。

■「住所変更届」

今後は、加入者（被扶養者も含む）の住民票上および居所の住所変更時には「住所変更届」の届出が必須となります。

※上記届書が手書きの場合は、エクセル形式での「住所変更届」を別途作成<<電子媒体に収録し、電子媒体と印刷した届書を併せて提出>>していただきましたら、資格取得届の住所欄への記載は不要となり、また、住所変更時におきましては届書としてご利用いただけます。

*別添にてリーフレットおよび様式変更された届書等を添付しております。

- ①事業主様向けリーフレット「12月以降の届出は住民票上の住所の記載が必要です」
- ②健康保険 被保険者資格取得届
- ③健康保険 被保険者・被扶養者住所変更届
- ④健康保険 被保険者住所（登録・変更）届 住民票（エクセル形式）
- ⑤健康保険 被保険者住所（登録・変更）届 居所（エクセル形式）

※当組合ホームページの T o p i c s へも掲載されておりますのでご利用ください。

※お 願 い

例年4月は「資格取得届」の処理により繁忙月となる為、「手書き」の届書を利用されている事業所様におかれましては、「電子申請」または「電子媒体」での届出に切り替えていただきますようご検討お願い申し上げます。